

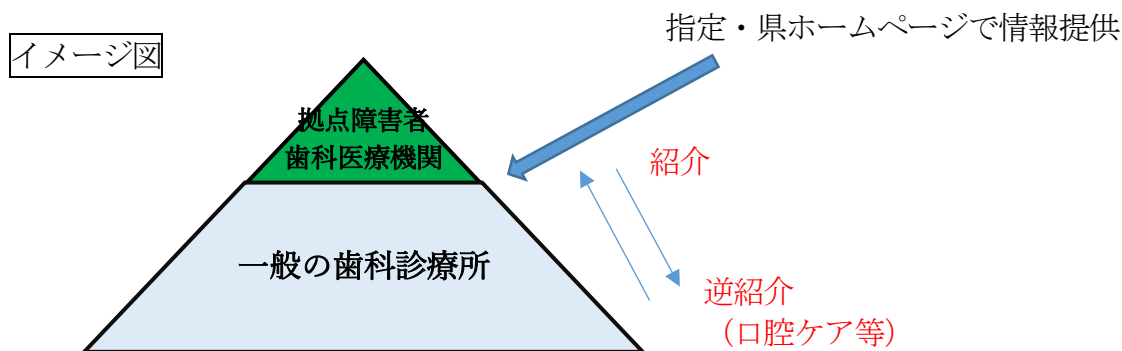
障害者等も安心して歯科医療を受けられる 体制の整備に向けた取組について

1 概要 一般の歯科診療所での治療が難しい障害のある方等については、対応できる機関が限られているため、歯科診療を受けることが困難になっている状況がある。

そこで、地域で安心して歯科診療を受けることができる環境づくりを推進するため、特に困難な障害者歯科治療にも対応可能な歯科医療機関を(仮称)「拠点障害者歯科医療機関」として県で指定し、地域の歯科診療所と拠点障害者医療機関が連携して診療を行うことができる体制づくりを推進する。

2 拠点障害者歯科医療機関とは

全身麻酔や静脈麻酔下での歯科治療といった、一般の障害者を受入れている歯科診療所で対応出来ない治療について、地域の診療所からの紹介を受けて困難な障害者歯科治療を提供する、地域の障害者歯科医療の拠点となる医療機関



参考 第2次歯・口腔保健計画

第3章 施策の方向

第2節 障害のある人、介護を必要とする人等の適切な歯・口腔の健康づくり

1 障害のある人

○「かかりつけ歯科医」の普及を図り、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科健診や歯科治療、歯科保健指導を受けることができる環境づくりを推進します。

さらに、二次保健医療圏等、地域において、診療に困難を伴う障害のある人等の受け入れを行う拠点的な医療機関について別途定め、県ホームページに掲載します。

3 拠点障害者歯科医療機関の指定要件（案）

- ① 診療に困難を伴う障害者などの患者を受入れるのに十分な診療体制が整備されていること

<要件を満たしているかを確認するに当たっての視点>

… 人員体制（歯科医師、歯科衛生士等の配置状況等）、施設の整備状況（車椅子による診療の可否等）、他の診療科等との連携状況など

- ② 全身麻酔及び静脈麻酔等による歯科治療を実施していること

<要件を満たしているかを確認するに当たっての視点>

…安全に治療が行えるようにするため、麻酔医の配置、麻酔による治療の実績があること

- ③ 障害者等、治療に困難を伴う患者を診療した実績が充分にあること

4 拠点障害者歯科医療機関の指定方法（案）

「歯科保健事業専門部会」において、指定を希望する医療機関からの申請書に基づき、地域性なども考慮した上で、指定要件に当てはまるかを判断の上、「拠点障害者歯科医療機関」として指定する。

5 今後のスケジュール（案）

平成31年3月12日	・ 歯・口腔保健審議会において指定要綱決定
平成31年4～5月	・ 歯科医療機関への周知・意向確認 → 申請書提出の受付
平成31年5月～6月	・ 「歯科保健事業専門部会」において、「拠点障害者歯科医療機関」として指定する医療機関の決定
平成31年6月以降	・ 拠点障害者歯科医療機関の指定・公表